更生保護法人岐阜県共助会定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　この法人は、更生保護法人岐阜県共助会という。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を岐阜県岐阜市江川町２７番地 岐阜県更生保護会館内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、更生保護事業法第２条第２項各号に掲げる者に対し、その自立更生に必要な保護を行い、もってその者の改善更生を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の宿泊型保護事業を営む。

（１）更生保護施設光風荘の設置経営

（２）その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第４条の２　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の通所・訪問型保護事業を営む。

（１）更生保護事業法第２条第２項各号に掲げる者（以下「被保護者」という。）を、更生保護施設その他の適当な施設に通わせ、又は訪問する等の方法により、その者に対し、宿泊場所への帰住、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図り、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる保護を行う事業

（２）被保護者に対し、規制薬物等に対する依存を改善するための専門的な援助を行う事業

（３）その他第３条の目的を達成するために必要と認める事業

第３章　役員及び職員

（役員の種別及び定数）

第５条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　１４人以上１８人以下

（２）監事　２人以上３人以下

２　理事のうち、１人を理事長、２人を副理事長、１人を常務理事とする。

（役員の選任等）

第６条　役員は、評議員会の議決により、理事長が委嘱する。

２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

３　理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事及びその親族その他特殊の関係

がある者が理事の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事のうちには、それぞれの監事について、その親族その他特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。
５　理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
６　監事は、評議員又はこの法人の職員を兼ねることができない。
（理事長及び理事の職務）
第７条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。
３　常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　この法人と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がこの法人を代表する。
（監事の職務）
第８条　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを評議員会に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要がある場合には、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事長に意見を述べること。
２　前項第１号及び第２号の監査については、目的の達成に支障がないと認められる範囲において、その全部又は一部を対面によらない方法で実施することは差し支えない。
（役員の任期）
第９条　役員の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
（欠員の場合の処置）
第 10 条　役員の辞任又は任期満了によってその定数を欠くに至ったときは、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。
（役員の解任）
第 11 条　役員が次の各号の一に該当するときは、理事会における理事総数の３分の２以上の多数による議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
（役員の報酬等）
第 12 条　役員は、無給とする。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
（職員）
第 13 条　この法人に、施設長、補導主任、補導員その他の職員を置く。
２　職員は、理事長が任免する。ただし、施設長及び補導主任の任命については、あらかじめ法務大臣の認可を受けなければならない。
３　職員は、理事長の定めた職務に従事する。

第４章　理事会

（付議すべき事項）
第 14 条　理事会には、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を付議する。
（１）更生保護事業の認可に係る事項の変更に関する事項
（２）予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担に関する事項
（３）その他理事長が必要と認めた事項
（招集）
第 15 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、理事総数の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から２週間以内にこれを招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の目的たる事項を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）をもって、開催日の１週間前までに理事に対して、その通知を発しなければならない。
（議長）
第 16 条　理事会の議長は、理事長とする。
（定足数）
第 17 条　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
（議決）
第 18 条　理事会の議事は、この定款に別に定めるものを除き、理事総数の過半数をもって決する。
２　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（書面による表決）
第 19 条　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決することができる。
２　前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

（書面による議決）

第 20 条　理事長は、議決すべき事項が簡易若しくは急速を要するものであるとき又は災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により理事会の招集が困難であると認められるときには、全ての理事に対し、書面により理事会の議事について賛否を求めることをもって理事会の開催に代えることができる。

（議事録）

第 21 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）招集又は書面による付議の年月日

（２）開会の日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事又は監事が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該理事会の場所を定めなかった場合に限る。）

（３）理事の総数、出席者数及び出席者氏名

（４）審議事項

（５）議事の経過の概要及び議決の結果

（６）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録を作成する場合には、議長及び理事会において選任された議事録署名人２人以上が、署名しなければならない。

３　前項の場合において、理事長の変更の議決があったときは、議事録には、前項の署名に加え、同項の議事録署名人が押印しなければならない。

４　前２項の規定にかかわらず、書面による議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）理事会の決議があったものとみなされた日

（３）議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第５章　評議員及び評議員会

（評議員会）

第 22 条　この法人に、評議員会を置く。

２　評議員会は、１９人以上２３人以下の評議員をもって組織する。

（評議員の選任）

第 23 条　評議員は、理事会の議決により、理事長が委嘱する。

（評議員会の権限及び評議員の職務）

第 24 条　評議員会は、この定款に別に定める権限を有するほか、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員に対し報告を求めることができる。

（付議すべき事項）

第 25 条　評議員会には、この定款に別に定める事項のほか、この法人の業務に関する重

要な事項その他理事長が必要と認めた事項を付議する。

（監事の請求による評議員会の招集）

第 26 条　理事長は、第８条第１項第４号の規定により、監事から会議の目的たる事項を示して評議員会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から２週間以内にこれを招集しなければならない。

（議長）

第 27 条　評議員会の議長は、評議員の互選とする。

（定足数）

第 28 条　評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

（議決）

第 29 条　評議員会の議事は、評議員総数の過半数をもって決する。

（準用）

第 30 条　第６条第３項、第９条から第 12 条まで、第 15 条、第 18 条第２項及び第 19 条から第 21 条までの規定は、評議員及び評議員会について準用する。この場合において、第６条第３項、第 15 条第３項、第 18 条第２項、第 19 条、第 20 条及び第 21 条第１項中「理事」とあるのは「評議員」と、第９条から第 12 条までの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第 15 条、第 18 条第２項及び第 19 条から第 21 条までの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、第 15 条第２項中「理事総数」とあるのは「評議員総数」と、第 21 条第 4 項中「理事」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第 31 条　この法人の資産は、基本財産及び通常財産で構成される。

２　基本財産は、次の各号に掲げるもので構成される。

（１）別紙基本財産目録に記載された財産

（２）基本財産とすることを指定して寄附された財産

（３）基本財産に繰り入れることを理事会で議決した財産

３　通常財産は、基本財産以外の資産で構成される。

（基本財産の処分）

第 32 条　基本財産は、これを譲渡し、交換し、費消し、貸し付け、担保に供し、通常財産に繰り入れ、又は廃棄する等の処分をすることができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、第 44 条第１項の手続を経て、それらの処分をすることができる。

（資産の管理）

第 33 条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　基本財産のうち現金は、銀行等への預貯金、信託会社への信託又は国債、公債の購入等、安全確実な方法で保管しなければならない。

（特別会計）

第 34 条　この法人は、特別会計を設けることができる。

（事業計画及び収支予算）

第 35 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会における理事総数の３分の２以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。会計年度の途中でこれを変更する場合も同様とする。

（事業成績書及び収支決算書等）

第 36 条　この法人の事業成績及び決算に関する書類は、毎会計年度終了後２月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会における理事総数の３分の２以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。

２　会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越す。ただし、理事会の議決により、その全部又は一部を基本財産に繰り入れることができる。

（会計年度）

第 37 条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 38 条　予算をもって定めるもののほか、長期借入金の借入れその他新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会における理事総数の３分の２以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。

第７章　顧問、参与及び会員

（顧問及び参与）

第 39 条　この法人に顧問及び参与を置くことができる。

２　顧問及び参与は、理事会及び評議員会の議決により理事長が委嘱する。

３　顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に答える。

４　顧問及び参与は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

（会員）

第 40 条　この法人に会員を置くことができる。

２　会員は、理事長が委嘱する。

３　会員は、これを分けて次の３種とする。

正 会 員　毎年会費を拠出する者

特別会員　毎年賛助会費を拠出する者

名誉会員　この法人に対し功労があった者

４　会員は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

（会員資格の喪失）

第 41 条　会員は、次の各号の一に該当する場合には、資格を喪失する。

（１）本人から退会の申出があったとき。

（２）死亡したとき。

（３）会費を継続して３年以上納入しないとき。

（４）会員としてふさわしくない行為があり、理事会の議決により除名されたとき。

第８章　公益事業

（公益事業の種類）

第 42 条　この法人は、更生保護事業法第６条の規定により、次の公益事業を行う。

更生保護事業法第２条第２項各号に掲げる者以外のものであって、改善更生のための保護を必要とする者に対し、宿泊場所を供与する等の保護を行う事業

（公益事業の重要事項の決定）

第 43 条　公益事業の運営に関する重要な事項は、理事会における理事総数の３分の２以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。ただし、定款の変更を伴う場合は、第 44 条の手続による。

第９章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 44 条　この定款を変更するとき（更生保護事業法第 27 条第１項に規定する法務省令で定める事項に係るものを除く。）は、理事会における理事総数の３分の２以上の多数による議決及び評議員会の議決を経、かつ、法務大臣の認可を受けなければならない。

２　前項の法務省令で定める事項に係る定款の変更をするときは、理事会における理事総数の３分の２以上の多数による議決及び評議員会の議決を経、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

（解散）

第 45 条　この法人は、更生保護事業法第 31 条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

２　更生保護事業法第 31 条第２項の認可又は認定を受けようとするときは、理事会における理事総数の３分の２以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。

（残余財産の帰属）

第 46 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した時に残存する財産は、理事会における理事総数の３分の２以上の多数による議決及び評議員会の議決を経、更生保護事業法第 45 条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む法人又は同法第 47 条の２の届出をして通所・訪問型保護事業若しくは地域連携・助成事業を営む更生保護法人に寄附する。

（合併）

第 47 条　この法人が合併しようとするときは、理事会における理事総数の３分の２以上の多数による議決及び評議員会の議決を経、かつ、法務大臣の認可を得なければならない。

第 10 章　公告の方法

（公告の方法）

第 48 条　この法人の公告は、更生保護事業法に定める方法によるほか、この法人のホームページに掲載するものとする。ただし、ホームページに掲載することが困難な場合は、

掲示場、岐阜新聞に掲載して行う。

第 11 章　雑　　則

（施行細則）

第 49 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決により、理事長がこれを定める。

附　　則

1　この法人の組織変更当初の役員及び評議員は、第６条第１項及び第２項並びに第 23 条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	土屋　　斉	常務理事	竹中利男
理　事	梶原　　拓	理　事	浅野　　勇
理　事	小野木三夫	理　事	鷲見俊邦
理　事	坂倉又吉	理　事	丸山輝城
理　事	若曽根秋廣	理　事	田口利夫
理　事	小林茂夫	理　事	西村裕昭
理　事	国井高市	理　事	木村秀雄
理　事	九野三郎	理　事	小野敬之
理　事	若松昭二郎	理　事	川上一郎
理　事	水谷雄二	理　事	國枝信明
監　事	奥田一夫	監　事	武山幸隆
評議員	北村義明	評議員	長谷虎治
評議員	大野春一	評議員	大松利幸
評議員	松久達三	評議員	河合達雄
評議員	大熊年夫	評議員	森　　磐根
評議員	鈴木玄弘	評議員	矢橋浩吉
評議員	山内治郎	評議員	金子文一
評議員	津田昭二	評議員	山田太郎
評議員	後藤静彦	評議員	高木清正
評議員	林　　秀司	評議員	国井　　勉
評議員	長野道彦	評議員	中山克利
評議員	太田弘政		

2　この法人の組織変更当初の役員及び評議員の任期は、第９条及び第 30 条の規定にかかわらず、組織変更の日から平成 11 年３月 31 日までとする。

3　この法人の組織変更の日の属する年度の事業計画及び収支予算は、第 35 条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

4　この法人の組織変更当初の会計年度は、第 37 条の規定にかかわらず、組織変更の日から平成９年３月 31 日までとする。

附　　則

平成１０年　７月２８日　一部認可変更
平成１５年　５月２６日　一部認可変更
平成１６年　５月１９日　一部認可変更
平成２０年　６月２３日　一部認可変更
平成２２年　１月１２日　一部認可変更
平成２４年　５月１４日　一部認可変更
平成２５年　６月２７日　一部認可変更
平成２６年　２月　５日　一部認可変更
平成２７年　１月２６日　一部認可変更
平成２７年　６月　１日　一部認可変更
平成２８年　２月　９日　一部認可変更
平成２９年　３月２９日　一部認可変更
平成２９年　７月１２日　一部認可変更
平成２９年　９月２６日　一部届出変更
平成３０年１０月１１日　一部届出変更
平成３１年　３月　５日　一部届出変更
令和　２年　６月２４日　一部届出変更
令和　５年　６月１４日　一部届出変更
令和　６年　５月３０日　一部認可変更
令和　６年　９月２６日　一部認可変更
令和　７年　７月　１日　一部（第２条）認可変更
令和　７年　７月２９日　一部（第３１条第２号第１号）認可変更

別紙

基本財産目録

区　　分	摘　　要	価額（円）	備　考
建　物		0	
構築物		0	
投資有価証券		６３，６２０，４１８	
	国債	１３，６８２，９６８	
	地方債	４９，９３７，４５０	
預　　金	定期預金	0	

定款第 40 条に定める会員に関する細則

更生保護法人　岐阜県共助会

（会員の資格及び会費）

第１条　会員は、更生保護法人岐阜県共助会(以下「本会」という。)の目的及び事業に賛同した者で、資格及び会費は次のとおりとする。

（１）正 会 員　会費　毎年　　１０、０００円以上

（２）特別会員　会費　毎年　　５０、０００円以上

（３）名誉会員　会費　毎年　１００、０００円以上

（会員の登録及び期間）

第２条　会員は、会員名簿に登録し、３年ごとに更新する。

（会員に対する顕彰措置の上申）

第３条　会員に対しては、会費拠出額によって、本会のほか関係官庁及び法務大臣感謝状又は、紺綬褒章の上申が行われる。ただし、会員が顕彰の上申を辞退したとき、又は身分上の問題があるときは、この限りではない。